

平成26年第3回

荒川区教育委員会定例会

平成26年2月14日

於) 汐入東小学校 会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第3回定例会

1 日 時	平成26年2月14日	午後3時40分
2 場 所	汐入東小学校 会議室	
3 出席委員	委員長職務代理者 委 員 委 員 教育長 教育部長事務取扱	小 林 敦 子 坂 田 一 郎 青 山 侖 高 梨 博 和
4 欠席委員	委 員 長	高 野 照 夫
5 出席職員	教育総務課長 教育施設課長 学務課長 社会教育課長 社会体育課長 指導室長 南千住図書館長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	佐 藤 泰 祥 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 北 村 美 紀 子 泉 谷 清 文 武 井 勝 久 小 堀 明 美 駒 崎 彰 一 大 谷 実 浅 沼 佳 子 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

- 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
議案第7号 平成25年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定並びに

荒川区登録文化財の内容変更について

議案第 8 号 荒川区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 9 号 荒川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

イ 生涯学習施設（町屋文化センター）の指定管理者候補者の選定について

ウ 生涯学習施設（3施設）の指定管理者候補者の選定について

エ 東尾久浄化センター隣接敷地に係るダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域指定について

(2) その他

委員長職務代理者 それでは、ただいまから荒川区教育委員会第3回定例会を開催いたします。本日は高野委員長が都合により欠席されておりますので、私が代理で議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日4名出席でございます。

会議録の署名委員は、坂田委員及び青山委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日は小中一貫教育の実践発表に加えて、その前の実際の授業の御視察に引き続き委員会を開催していただき、大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 11月22日開催の第22回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、確認等していただきました。本日特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 それでは承認いたします。

また、12月13日開催の第23回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば、事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は審議事項が4件、報告事項が4件でございます。

まず議案の審議を行います。議案第6号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」ですが、人事に関する議案でございますので、会議規則第12条の規定により、会議を非公開とすることに異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 異議ないものと認めます。議案第6号についての会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。それでは、事務局側説明者を除き、退室をお願いいたします。

〔事務局職員退出〕

〔議案第6号非公開により審議終了後、事務局職員入室〕

委員長職務代理者 それでは委員会を再開いたします。議案第7号「平成25年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定並びに荒川区登録文化財の内容変更について」を議題といたします。

議案第7号について、説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは議案第7号「平成25年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文

化財の指定並びに荒川区登録文化財の内容変更について」御報告いたします。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。登録すべき文化財について、4件でございます。

種別ですが、有形文化財歴史資料、名称、法華曼荼羅三界万霊塔（寛文十一年二月中旬六日銘）でございます。所有者は真養寺、荒川区南千住五丁目4番4号でございます。

続きまして無形文化財工芸技術、名称、木版画彫、所有者等、関岡裕介、所在地、西日暮里三丁目1番8号でございます。

続きまして無形民俗文化財、名称、三河島山車人形・熊坂長範組立技術でございます。所有者は、荒川中央町会でございます。所在地、荒川四丁目1番11号、会長、近藤幸吉様でございます。

最後の4件目でございます。無形民俗文化財、三河島山車人形・稲田姫組立技術、所有者等、三河島山車人形・稲田姫保存会でございます。所在地は西日暮里一丁目1番21号、会長は桶谷輝明様でございます。

続きまして2番、指定すべき文化財について、2件でございます。

種別ですが、有形文化財・歴史資料、名称、富士講関係石造物群、所有者等、石浜神社でございます。所在地は南千住三丁目2番58号。

2件目は無形文化財工芸技術の指物で、所有者は井上喜夫、所在地は東日暮里四丁目1番5号でございます。

3番、内容変更すべき登録文化財について。これは1件でございます。変更前は種別が記念物史跡、名称富士塚、所有者石浜神社ですが、変更後は種別が有形文化財・歴史資料、名称が富士講関係石造物群となります。所在地につきましては南千住三丁目2番58号でございます。

報告以上でございます。よろしくお願いたします。

内容につきまして、ふるさと文化館長から御説明させていただきます。

ふるさと文化館長 それでは御説明させていただきます。資料を見ていただきながら説明を聞いていただければと思います。

まず、登録文化財の1件目ですけれども、有形文化財・歴史資料、法華曼荼羅三界万霊塔寛文十一年の銘がある石塔でございます。南千住五丁目の真養寺さんの境内に置かれているものですが、大きさは2メートル以上ある大きな石塔です。真養寺のお寺ができたときに、開基に当たります吉田勘兵衛という人がいまして、この人が造立した石塔だということが銘文からわかっております。

銘文をよく詳細に調査いたしますと、実は「南無妙法蓮華經」ですとか、「法界平等利益」ですとか、仏教的な言葉が幾つか書いてあるのですけれども、その銘文から、どうも曼荼羅が主に書かれている石塔であるとわかります。しかも、「法界平等利益」という言葉は、一切の無縁の霊を弔うという意味がありますので、このような法界曼荼羅万霊供養塔という名前になったわけでございます。

ちなみに吉田勘兵衛につきましては、千住宿の（小塚原、中村が含まれる）ときに開発にかかわったという人でございます。新田開発の能力がありまして、横浜の新田開発にもかかわっておられる人で、江戸時代の初めのころ、荒川区で活躍した人物にかかわる文化財として、歴史資料として登録させていただきたいというものでございます。

登録理由につきましては、造立者、造立年それから造立主旨が明らかであること、造立者が近世前期の関東の新田開発に深くかかわる人物として非常に著名であること、荒川区の開発にもかかわっていた可能性が高いこと、それらを踏まえて、南千住の歴史を伝える資料として貴重であるという御意見をいただいております。

続きまして、2番目の無形文化財工芸技術、木版画彫の関岡裕介氏ですが、号を扇令といたします。これはお父様が摺師でしたが、同じく扇令の号を名乗っております。昨年秋に号を襲名しました。日暮里で工房を開いていまして、兄弟子の川嶋さんと一緒に工房を運営していらっしゃいます。保持者は、高校卒業の後、お父さんが摺師だったのですが、同じ工房の中で摺師を目指すよりも、彫師を目指してほしいということで、高校卒業からアダチ版画研究所という有名なところがありますが、そちらで修業を重ねて、その後お父様の工房を継がれました。現在、保持者の下にはお弟子さんが何人かいらっしゃいまして、既に2名ほど修了生を出しております。それから、馬場沙絵子さんを今、荒川区の匠育成事業で育てておられ、後進の育成にも活躍されている方でございます。認定の理由ですけれども、技術伝承が明確であって、長年にわたって磨き抜かれたその技は高度であり、区にとって貴重であるという理由でございます。写真にあります版木ですが、昨年映像に撮らせていただいた、広重の鶴の摺りですね。実はその版木を彫ったのがこの職人さんでございます。今回登録文化財ということになります。

続きまして、無形民俗文化財三河島山車人形の熊坂長範組立技術でございます。熊坂長範というこの山車人形は、既に有形民俗文化財に指定させていただいておりますけれども、これは、ばらばらになっているものを全て台座から組み上げることが必要なわけで、それを行って祭礼時に飾られております。こちらの荒川中央町会さんは、もともと三河島地区にありました通次という地縁的組織を継承している町会さんとして、非常にシステムチックに組立を毎年コンパクトに行っていて、しかも後進の育成も非常に一生懸命やっております。

組立技術を伝承してきた地域的組織を受け継いできた団体であることとか、それから風俗習慣を高度に伝えていることが評価されまして、登録文化財にしたいということで答申をいただきました。

続きまして、同じく三河島山車人形の稲田姫保存会さんが持っていらっしゃる組立技術ですが、こちらも区の指定文化財の稲田姫を保存、それから組立の技術を伝承している方々でございます。三河島地区には稲田姫、熊坂長範、それから素盞鳴命という3体の人形がございましたけれども、現在は2体だけ残っております。それぞれが地域の方々が長年にわたって技術を伝承しているということで、それが貴重であるという御意見を先生方からいただいております。

以上が登録文化財でございます。

続きまして、写真の富士講関係石造物群を見ていただきたいと思います。こちらは南千住三丁目の石浜神社になります。実は、以前富士塚で登録史跡になっていまして、富士塚で指定の諮問をいたしました。そうしましたところ、特に考古学の先生が、この神社が何度も移転していることと、形状がどんどん変わっているというところから、史跡としてはなかなか難しいのではないかとということで、むしろここに、富士塚の周りに置かれている石造物そのものの方が価値があるということで、この三つですね。遥拝所の標柱、それから手水鉢、富士山の形をした自然石なのですが、和歌が刻んである奉納石、この3基をもって指定文化財にするという御意見をいただいております。

この年代ですけれども、有名な早稲田の高田富士よりもさらに古い富士塚の歴史を伝えるものになります。

指定理由でございますが、東京における江戸期の富士信仰の研究上、学術的な価値が高いばかりではなく、地域の民間信仰の歴史を伝えるためにも大変貴重であるというような御意見をいただいております。

続きまして、無形文化財の工芸技術でございますが、指物の井上喜夫さんです。井上喜夫さん、今年で72歳になられますが、実はお父様も指定文化財の方でした。お父様から技術を伝承されている方でございます。井上さんのところにはやはりお弟子さんがいらっしゃいまして、息子さん、それから河内素子さんという女性の職人さんも育てておりまして、後進の育成、それから業界でも指物組合の会長も務められたほどの方で、業界内、文化財としての評価も高い方でございます。保持者は50年以上指物の仕事に携わり、技術伝承の系統は明らかであり、その技術の高さは区内外の評価を得ており、また、後進の育成や業界の発展にも努めてきた卓越したその技術は区にとって大変貴重であるという理由をいただいております。井上さんの調査をしたときに、たしか歌舞伎役者の方の鏡台をつくっていらっしゃって、

納品する前に写真を撮らせていただいております。

先ほど社会教育課長の方から内容を変更すべき登録文化財についてという報告をさせていただきましたが、これは先ほど説明いたしました富士塚から名前を富士講関係石造物群とした方がよいという御意見がありました。

以上が荒川区今年度の登録指定文化財の内容の説明になります。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か質疑などありますでしょうか。

青山委員 曼荼羅の塔ですが、寛文11年は1600年代でしたか。西暦でいうと何年ぐらいになりますか。1600年代の初めぐらいですね。

ふるさと文化館長 初めぐらいです。

青山委員 それで、この南千住五丁目ということは、無縁で法華曼荼羅が書いてあるということは、処刑場と関係があるのですか。

ふるさと文化館長 いいえ。処刑場と直接の関係はございません。全体的なあらゆる無縁の方々ということです。

青山委員 そうですか。わかりました。それから、無形文化財の皆さんの中で、特に今回の対象になっている方に限らないのですけれども、伝統工芸品展には皆さん御協力いただいておりますが、例えばグループで訪ねて、製作の状況を見学できる場所は幾つぐらいありますか。

ふるさと文化館長 詳細な数は把握しておりませんが、観光振興課の事業で、モノづくり・体験スポットとしてあちこちの職人さんのところをお願いして、その冊子に載っている職人さんについては、連絡の上お伺いできる場合もありますし、飛び入りで体験できるところもあると聞いております。

青山委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

委員長職務代理者 この法華曼荼羅があるということは、1600年代の初めの方に、既に荒川では新田開発が非常に進んでいて、多くの方が住んでいたということですか。

ふるさと文化館長 もともと南千住のこの地域は古墳がありますので、古代から人々は住んでいたと思うのですけれども、むしろここが宿場に指定されますので、それに伴う新田開発にかかわったのではないかと考えております。

委員長職務代理者 では、質疑を終了いたします。

議案第7号について意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 意見がないようであれば討論を終了いたします。

議案第7号について異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 それでは議案第7号「平成25年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定並びに荒川区登録文化財の内容変更について」は原案のとおり決定いたします。

続きまして議案第8号「荒川区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第8号について説明をお願いいたします。

学務課長 「荒川区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案の理由でございます。現行の荒川区奨学資金貸付条例施行規則でございますけれども、現在の条件といたしまして、対象として日本国籍を有していること。また、日本国籍を有していない場合には、次のいずれかに該当することというような項目がございます。その中に永住者であるとか、定住者というような条件を受付けの資格、つまり奨学金を申し込む資格ということにしております。

今回、平成26年度入学生における奨学資金貸付金の募集におきまして、初めて永住者等ではない、外国籍の生徒さんから応募がありました。現行の規則では永住者及び定住者に該当しないということで、奨学金に応募する資格がないということになります。ただ、奨学金の審査会を開催した中で委員からの意見として、荒川区におきましては「ハートフル日本語適応指導授業」等により、外国籍の児童・生徒に対しても教育支援を行っていて、教育を受ける機会の拡充を図るためにも、一定の要件を定めた上で永住者等以外の優秀な生徒に貸付けを行うことも必要ではないかという意見が出まして、改めて担当課として検討いたしましたところ、他区でも国籍要件を規定しているところは少数でありました。以上から、日本に長期にわたって在留する見込みがある場合には、永住者、定住者等と同様に奨学金の受付けを行うため、規則改正を提案するものでございます。

提案の内容でございますが、この「内容」にございまして、改正後のところでございます。第2条のところの(3)日本国籍を有しない者については、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。その中で従来アからオまでということで規定してございましたが、新たにカとして「アからオまでに該当しない者のうち、日本国内の在留が長期にわたる見込みであると区長が認めるものであること」という条件を盛っております。

施行期日は公布の日、また平成26年4月1日以降の高等学校または高等専門学校への入学に係る入学の準備に要する資金の貸付けについて適用したいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長職務代理者 ただいまの説明につきまして質疑はありますでしょうか。

青山委員 永住者等でなくて、国内在留が長期にわたる見込みになるというのは、具体的に言うとうとうの場合のことを言うのか教えてください。

学務課長 これにつきましては、実際の運用のルールとして、改めて内部で検討しましたところ、次に申し上げる条件ということで考えてございます。

一つには、まず在留期間約10年以上ということ。次に、在留期間中に法令違反等がなく、安定した生活を有しているということ。その次に、借り受けた奨学金について、償還の意志を確実に有していることということでございます。

その根拠といたしまして、これはちょっと法律とはやや異にするものでございますが、難民認定取扱要領という法務省の規定があるのですけれども、その中で、入国後10年経過し、他の法令違反がなく安定した生活をしている場合には定住者の在留資格を決定し差し支えないという考え方がありまして、これを準用し、今申し上げた条件に合致すれば、定住者ということとして同じ扱いをして差し支えないだろうという判断の下に、そのようなルールを定めて運用したいと考えてございます。

教育長 佐藤さん、具体的に今回どういう方から申し込みがあったというのを御説明した方が早い。あまり個人情報にかかわらない程度にお願いします。

学務課長 今回の案件について御説明させていただきますけれども、今回の方は韓国の方のお子さんでございまして、中学生でございます。もともと保護者が宣教師として日本国内に入っておりまして、保護者と暮らしているという中で、15歳、中学3年生でございますが、その生徒自体はもう生まれたときから日本でしか生活したことがない、日本語等も当然全く問題なく話せるし、学校における成績も全く問題ないということでございますが、保護者が宣教師ということで在留している結果、法務省の認める永住者や定住者には該当していない状況です。

青山委員 わかりました。

委員長職務代理者 荒川区自治総合研究所の子どもの貧困プロジェクトの報告書の中で、外国籍のお子さんの貧困が非常に深刻であるという調査結果もありましたので、これはとてもよい措置かと思えます。

では、質問よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 質疑を終了いたします。議案第8号について、意見はありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 では、討論を終了いたします。議案第8号について、異議はありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 それでは議案第8号「荒川区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

続きまして議案第9号「荒川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第9号「荒川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の聴取について」でございます。

こちらにつきましては区長からの意見聴取についてということで、この間文書付議をさせていただいた案件と同じ内容となっております。

提案理由でございます。平成26年荒川区議会第1回定例会で議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき、荒川区議会が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。1の制定理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、教育に関する事務の一部について、区長が管理し、及び執行するためでございます。

2の制定内容でございます。(1)の本則関係でございますが、次に掲げる教育に関する事務について、区長が管理し、及び執行するというので、案につきましてはスポーツに関すること、学校における体育に関することを除きます。文化に関すること、文化財の保護に関することを除きます。(2)附則関係でございます。(1)に伴い、次に掲げる条例について、「教育委員会」を「区長」に改める等の改正を行うほか、規定を整備するものでございます。アの荒川区立公園条例から、クの荒川区営運動場の設置、管理に関する条例、八つの条例について改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日でございます。こちらにつきましても、これまで教育委員会の方でいろいろと議論していただいた内容でございます。

説明は以上でございます。

委員長職務代理者 ただいまの説明につきまして質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 それでは、ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第9号について、意見がありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 討論を終了いたします。

議案第9号について、異議はありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 異議ないものと認めます。

議案第9号「荒川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の聴取について」は異議なしと回答いたします。

次に、報告事項に移ります。「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、御説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」の御説明をいたします。

骨子でございます。今年度の伝統工芸技術継承者育成支援事業における新規継承者育成支援事業（ステップ2）でございますが、終了年限3年を迎えた者2名及び昨年度補助延長した者2名が、補助延長を希望しているため、文化財保護審議会の意見を聴取し、その結果、延長は妥当であると回答を得たので報告するものでございます。

内容でございます。1、文化財保護審議会の回答についてでございます。補助延長を希望する2名、再度補助延長を希望する2名につきまして、伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の延長は妥当であるとの回答を得ました。

理由でございますが、荒川区の文化財である伝統工芸技術の保存と継承のため、さらに修業する必要があると判断した。なお、延長希望者の技術の修得度については、毎年、審査を行うことが望ましいといった回答を得たものでございます。

2番でございます。補助延長希望者4名について報告いたします。

まず1人目でございますが、中村泰士、勘亭流文字・寄席文字・江戸文字でございます。継承者は銘苅由佳でございます。開始年月は平成23年1月からでございます。延長理由につきましては記載のとおりでございます。

2人目でございます。吉田一司、額縁でございます。継承者は栗原大地、開始年月、平成23年1月から。延長理由は記載のとおりでございます。

3人目、関岡裕介、木版画彫、継承者につきましては馬場沙絵子、開始年月平成22年1月から。延長理由につきましては記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。4人目でございます。村田修一、提灯文字・地口絵でございます。継承者は村田健一郎、開始年月は平成22年4月から。延長理由は記載のとおりでございます。

その他の支援事業の状況でございますが、10名の支援事業の実績がございまして、記載のとおりでございますが、1番から5番までが継続した継承者5名でございまして、6番から10番までが技術を修得して修了した5名でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 では、次に移りまして「生涯学習施設（町屋文化センター）の指定管理者候補者の選定について」、御説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは、「生涯学習施設（町屋文化センター）の指定管理者候補者の選定について」、御報告いたします。

骨子でございます。平成26年度末をもって指定期間の満了を迎える生涯学習施設（町屋文化センター）につきまして、選定委員会を設け、指定管理者候補者の選定を行うものでございます。

対象施設等でございます。1番としまして、荒川区立町屋文化センターでございます。現在の指定管理者は公益財団法人荒川区芸術文化振興財団、ACCでございます。

現在の指定期間でございますが、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

選定方法でございます。町屋文化センターは以下の理由、生涯学習の推進と地域文化の振興を目的に設置された施設でありまして、そのため、区の芸術文化振興の実施主体であるACCが、設立以来、町屋文化センターを文化芸術振興の拠点として活動しておりまして、今後ACCと荒川区文化団体連盟等が連携しまして、継続的で安定的な事業展開を図っていく必要があるという理由でございます。そのため、外部委員を含めた評価委員会を設けまして、荒川区芸術文化振興財団の指定管理者候補者としての適否を審査しまして、実績が良好であると認められる場合は特命により選定するものでございます。

なお、審査によりまして、良好と認められない場合には公募による選定を行うものでございます。

2番でございます。選定委員でございますが、副区長を委員長としまして、以下の構成で選定委員会とさせていただきます。具体的な委員につきましては、第1回定例会で組織改正が決定次第、決めるものでございます。

指定期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

裏面を御覧ください。今後の予定でございます。平成26年4月から8月に選定委員会による選定を行います。また、9月には選定結果について委員会報告、第3回定例会に指定管理者の指定に関する議案を上程する予定でございます。平成27年4月から管理運営を開始するものでございます。

以上でございます。

委員長職務代理者 ただいまの御説明につきまして、質問などございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 では次に「生涯学習施設（3施設）の指定管理者候補者の選定について」御説明をお願いいたします。

社会教育課長 「生涯学習施設（3施設）の指定管理者候補者の選定について」、御報告いたします。

骨子でございます。平成26年度末をもって指定期間の満了を迎える生涯学習施設（3施設）について、選定委員会を設け、指定管理者候補者の選定を行うものでございます。

対象施設でございますが、荒川区立生涯学習センター、荒川区立清里高原少年自然の家、清里高原ロッジの3施設でございます。

生涯学習センターにつきましては、株式会社讀賣・日本テレビ文化センターでございます。清里高原少年自然の家、清里高原ロッジにつきましては、株式会社ニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクトでございます。

現在の指定期間でございますが、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

選定手続等でございます。選定方法につきましては、現在の指定管理者の運営実績を審査しまして、良好であれば引き続き特命で選定し、良好でなければ改めて公募により選定するものでございます。

選定委員につきましては、副区長を委員長としまして、以下の構成の選定委員で選定いたします。具体的な委員につきましては、第1回定例会で組織改正が決定次第、決めるものいたします。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

裏面を御覧ください。今後の予定でございます。平成26年4月から8月まで選定委員会による選定を行いまして、9月には委員会報告をいたします。また、第3回定例会に指定管理者の指定に関する議案を上程する予定でございます。平成27年4月から管理運営を開始するものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

坂田委員 今回の報告事項のイトウについては、教育委員会として扱うのはこれで最後ということになりますね。これから区に移るといことですので。

社会教育課長 そのとおりです。

委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

では続きまして、「東尾久浄化センター隣接敷地に係るダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域指定について」、御説明をお願いいたします。

社会体育課長 それでは説明させていただきます。

骨子でございます。東尾久浄化センター隣接敷地の一部をダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定により、対策地域として指定することにつきまして、東京都知事から荒川区長宛てに意見照会がございました。

当該対策地域指定の概要及び回答案について、経過を御報告するものでございます。

内容でございます。内容の1番、対策地域指定の概要でございます。対策地域は2カ所に分かれてございます。1カ所目が都立尾久の原公園、住所で言いますと、東尾久7丁目1330番地4からでございます。添付した資料の4枚目にございます別図1というのが大まかな、30メートルメッシュで区切られた方眼紙のような形で書いてございますが、ここが尾久の原公園でございます。このうち網掛けしてあるところが指定地域でございます。

もう1カ所が区立東尾久運動場及びその周辺ということで、別図2のところでございます。こちら30メートルメッシュ、方眼紙のような形で示されたところの大部分が東尾久運動場でございます。この中で網掛けしてある部分を指定するという照会でございます。

また、最初の資料にお戻りいただきたいと思えます。

対策地域指定に係る東京都環境審議会の開催状況でございますが、記載にありますとおり、昨年の11月28日から今年の1月30日まで審議いたしまして、答申をいただいたところでございます。

東京都知事からの照会文と回答でございます。資料の2枚目につけております、区長宛ての地域指定の照会という形で、都知事代理、副知事から照会を受けたものでございます。これにつきまして、回答文案、区から東京都への回答につきましては、下から2枚目になります。東京都知事代理へ、西川区長から回答する文案になってございます。回答する内容につきましては、指定については適当ということで回答させていただいたところでございます。

なお、2月10日までということで回答の締め切りが切られておりましたので、既に2月7日付で東京都の方へ回答を送ったということでございます。

また、もとの資料にお戻りいただきまして、今後の流れでございますが、東京都はこの意見照会を踏まえまして、対策地域の指定にかかる公告、環境大臣への報告及び区長へ改めて通知が行われるものでございます。その後、東京都は対策計画案及び費用負担計画案を策定いたしまして、環境審議会へ諮問・答申、公聴会の開催等を経て、対策に着手する予定でござ

います。

なお、資料の最後に流れ図というのがございまして、そちらの流れ図に沿いまして対策措置法に基づいた対策事業を行っていく形になってございます。対策につきましては、全て所有地ということでありまして、今回の東尾久運動場は無償で区が東京都よりお借りしておりますけれども、対策につきましては東京都の責任において実施されるということで進めております。

経過の御報告については以上でございます。

委員長職務代理者 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 では、その他の報告事項ですが、2月から4月までの教育委員会関係主要行事について、配付資料のとおりでございます。それに関しまして、何かありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ございますでしょうか。

社会教育課長 机上に子ども「俳句」相撲大会のチラシをお配りしております。3月8日の土曜日、今年度は素盞雄神社で行いますので、よろしく願いいたします。

青山委員 これは前回優勝したものです。

社会教育課長 大垣市の大会で。荒川区の小学生が優勝しました。

教育長 今度は大垣市からも来られます。今度は荒川区の大会で大垣市が優勝してしまうかもしれません。

教育総務課長 次回の教育委員会でございますけれども、次回2月28日の金曜日につきましては、中学校校長会の研究発表会を実施いたしますので、大変恐縮でございますが、教育委員会の開催時間が3時半からという形で、その後引き続き研究発表会という形になりますので、よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 わかりました。ほかに何かございますでしょうか。

青山委員 番付表ですが33ページに「三河島漬な」と書いてありますけれども、三河島菜は漬物にすることが多かったのですか。

ふるさと文化館長 主に漬物のための菜っぱでした。

青山委員 そうなのですか。このごろよく新聞に出ていますね。

ふるさと文化館長 今はほとんど違う食べ方をしていますけれども。

青山委員 何か宣伝しているのですか。

ふるさと文化館長 観光振興課でPRしております。

社会教育課長 荒川区役所の地下の食堂でも、料理にして提供しています。

ふるさと文化館長 将軍にも出したという漬物です。

青山委員 そうなのですか。

委員長職務代理者 ふるさと文化館の資料ですけども、いつも本当に素晴らしいですね。

青山委員 この図録自体に、いつも資料価値がありますよね。

ふるさと文化館長 期間中だけではなくて、その後も買っていただけるようなものになっています。

委員長職務代理者 ほかに何かございますでしょうか。

学務課長 2月18日、9時20分からですが小中学校特別支援学級の「卒業生を送る会」、出欠は既にいただいておりますが、日暮里サニーホールですので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

では、ほかにないようですので、以上をもちまして教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

了